申請情報

１．申請年度

| |
|---|
| 2026 |

２．申請区分

| |
|---|
| 更新確認申請（昨年度、機関要件を満たしていた。） |

３．設置者に関する情報

| | |
|---|---|
| 設置者の法人類型 | 一般社団法人 |
| 設置者の名称 | 一般社団法人奈良県医師会 |
| 設置者の主たる事務所の所在地 | 奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号 |
| 設置者の代表者の役職 | 奈良県医師会長 |
| 設置者の代表者の氏名 | 安東範明 |

４．大学等に関する情報

| | |
|---|---|
| 大学等の種類 | 私立専門学校 |
| 大学等の名称 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 大学等の所在地 | 奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号 |
| 学長又は校長の氏名 | 友岡俊夫 |

５．申請書を公表する予定のホームページアドレス

| |
|---|
| https://nik.ac.jp |

様式第１号

令和８年６月２６日

奈良県知事　殿

一般社団法人奈良県医師会

奈良県医師会長　　安東範明

大学等における修学の支援に関する法律第３条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

| | |
|---|---|
| 大学等の名称 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 大学等の種類<br>（いずれかに○を付すこと） | （大学・短期大学・高等専門学校・(専門学校)） |
| 大学等の所在地 | 奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号 |
| 学長又は校長の氏名 | 友岡俊夫 |
| 設置者の名称 | 一般社団法人奈良県医師会 |
| 設置者の主たる事務所の所在地 | 奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号 |
| 設置者の代表者の氏名 | 安東範明 |
| 申請書を公表する予定のホームページアドレス | https://nik.ac.jp |

※　以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

☑　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※　以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

☑　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

☑　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☑　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第７条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

| 様式番号 | 所属部署・担当者名 | 電話番号 | 電子メールアドレス |
|---|---|---|---|
| 第１号 | 事務部　戸毛由樹子 | 0744－22－3430 | ishikaikansen@nara.med.or.jp |
| 第２号の１ | 事務部　戸毛由樹子 | 0744－22－3430 | ishikaikansen@nara.med.or.jp |
| 第２号の２ | 事務部　戸毛由樹子 | 0744－22－3430 | ishikaikansen@nara.med.or.jp |
| 第２号の３ | 事務部　戸毛由樹子 | 0744－22－3430 | ishikaikansen@nara.med.or.jp |
| 第２号の４ | 事務部　戸毛由樹子 | 0744－22－3430 | ishikaikansen@nara.med.or.jp |

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

☑　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

☑　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

☑　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

☑　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

☑　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

Ⅰ.①　直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

| | 経常収入(A) | 経常支出(B) | 差額(A)－(B) |
|---|---|---|---|
| 申請前年度の決算 | | | -37,899,247円 |
| 申請２年度前の決算 | | | -29,803,580円 |
| 申請３年度前の決算 | | | -32,671,573円 |

Ⅰ.②　直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

| | 運用資産(C) | 外部負債(D) | 差額(C)－(D) |
|---|---|---|---|
| 申請前年度の決算 | 722,317,079円 | 8,012,543円 | 714,304,536円 |

Ⅱ.　申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

| | 収容定員(E) | 在学生等の数(F) | 収容定員充足率(F)／(E) |
|---|---|---|---|
| 今年度（申請年度） | 120人 | 109人 | 90% |
| 前年度 | 120人 | 110人 | 91% |
| 前々年度 | 120人 | 118人 | 98% |

（Ⅰ.②の補足資料）「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 資産の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

○「外部負債」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 負債の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

備考　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。

【令和７年度以前入学者対象課程】
確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

１．高等教育の修学支援新制度の対象となる学部等

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 昼夜通信 | 時間制単位制 |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療 | 医療専門課程 | 看護学科 | 3年 | 昼間 | 単位制 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| （上記学科のうち、募集停止や完成年度到達前の学部等） | | | | | |

２．支援対象者が在籍できない学部等

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 理由 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【令和８年度以後入学者対象課程】
確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

１．高等教育の修学支援新制度の対象となる学部等

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 昼夜通信 |
|---|---|---|---|---|
| 医療 | 医療専門課程 | 看護学科 | 3年 | 昼間 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| （上記学科のうち、募集停止や完成年度到達前の学部等） | | | | |

２．支援対象者が在籍できない学部等

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 理由 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第２号の１－②【(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数 | 省令で定める基準単位数 | 配置困難 |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療専門課程 | 看護学科 | 夜・通信 | 10 単位 | 10単位<br>(9単位) | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |

（備考）

() 内の数字は、令和8年4月1日施行の「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第2条（経過措置）に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる単位数を記載している。

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://nik.ac.jp/pages/71/

３．要件を満たすことが困難である学科

| 学科名 |
|---|
| （困難である理由） |

様式第２号の１－②関係【実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》】

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

| 学科名 | 看護学科 | |
|---|---|---|
| 実務経験のある教員等による授業科目名 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数 | 省令で定める基準単位数 |
| 専門基礎分野　医学概論 | 1 単位 | 9単位 |
| 基礎看護学　看護研究 | 1 単位 | |
| 地域在宅看護論　地域・在宅看護概論 | 1 単位 | |
| 成人看護学　成人看護学概論 | 1 単位 | |
| 老年看護学　老年看護学概論 | 1 単位 | |
| 小児看護学　小児看護学援助論Ⅱ | 1 単位 | |
| 母性看護学　母性看護学概論 | 1 単位 | |
| 精神看護学　精神看護学概論 | 1 単位 | |
| 看護の統合と実践　看護管理 | 1 単位 | |
| 臨地実習　地域・在宅看護論実習Ⅰ | 1 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| 単位数の合計 | 10 単位 | |

様式第２号の１－②関係【実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》】

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

| 学科名 | 看護学科 | |
|---|---|---|
| 実務経験のある教員等による授業科目名 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数 | 省令で定める基準単位数 |
| 専門基礎分野　医学概論 | 1 単位 | 10単位 |
| 基礎看護学　看護研究 | 1 単位 | |
| 地域在宅看護論　地域・在宅看護概論 | 1 単位 | |
| 成人看護学　成人看護学概論 | 1 単位 | |
| 老年看護学　老年看護学概論 | 1 単位 | |
| 小児看護学　小児看護学援助論Ⅱ | 1 単位 | |
| 母性看護学　母性看護学概論 | 1 単位 | |
| 精神看護学　精神看護学概論 | 1 単位 | |
| 看護の統合と実践　看護管理 | 1 単位 | |
| 臨地実習　地域・在宅看護論実習Ⅰ | 1 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| | 単位 | |
| 単位数の合計 | 10 単位 | |

様式第２号の２－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|---|---|
| 名称 | 学校運営会議 |
| 役割 | 教育方針及び教育計画等の決定、学校の規則規定の制定及び改廃、入学・卒業、学生の進路、学校評価等について、学外理事の意見を反映しながら審議することで、円滑な学校運営を推進する。 |

２．外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|---|---|---|
| 医師 | 2023.7.1 ～ 2028.6.30 | 開業医 |
| 医師 | 2023.7.1 ～ 2028.6.30 | 開業医 |
| （備考） | | |

外部の意見を反映することができる組織の構成員名簿

| 組織名称 | 学校運営会議 |
|---|---|

| 前職又は現職 | 氏名 | 外部人材 |
|---|---|---|
| 開業医 | 増永博幸 | ○ |
| 開業医 | 前田純宏 | ○ |
| 学校長 | 友岡俊夫 | |
| 副校長 | 奥西志穂 | |
| 事務長 | 戸毛由樹子 | |
| 教務主任 | 上野由美 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※外部人材の構成員については、外部人材欄に ○ を記入してください。

様式第２号の３【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| |
|---|
| １．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 |
| (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)<br>教育理念・目的・目標、卒業生の特性(ディプロマポリシー)に沿ってカリキュラムデザインを設計し授業計画を作成している。授業は、学内での授業(座学)と学外での臨地実習(病院等)があり、授業計画書には授業目標、授業計画、受講上の注意、評価方法、テキスト・参考書等について明示している。<br>授業計画書の公表方法は、学年毎に前期と後期に分け学期開始前に学生、関係者に配布するとともに、ホームページ上に掲載している。 |

| | |
|---|---|
| 授業計画書の公表方法 | https://nik.ac.jp/pages/23/ |

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

学修意欲の把握については受講後に疑問点、質問事項、感想等を記入させたりしている。

学科成績、臨地実習成績の評価は、学則第５章第２４条、第２５条及び履修規定第４条、第９条に則り評価を行い、運営会議において単位を認定している。

〔学則　第５章〕

(第２４条)　学生の成績の評価は、授業科目ごとに授業時間数の３分の２以上出席した者に対して試験を行い評価する。臨地実習の成績の評価は、実習科目ごとに実習時間数の５分の４以上出席した者に対して評価をする。なお、評価等については別の規定に定める。

(第２５条)　単位の認定は、前条に規定する成績の評価で合格を得た者について、運営会議の議を経て行う。

〔履修規程〕

(第４条)　講義及び演習は、学科試験、ルーブリック評価、出席状況、学習態度によりその評価を行う。

２　学科試験の受験資格は、各授業科目の所定時間数３分の２以上の出席とする。

３　学科試験の出題および採点は、担当講師および担当教員が行う。

４　学科試験の成績は、１００点をもって満点とし、６０点以上を合格とする。

５　成績の評価は、下記の基準で評価する。

| 評価 | 評価基準 | 基準項目 |
|---|---|---|
| A | 80点以上 | 学習目標を十分に達成している |
| B | 70点～79点 | 学習目標を達成している |
| C | 60点～69点 | 学習目標を最低限度達成している |
| D(不合格) | 60点未満 | 学習目標を達成していない |

６　学籍簿の授業科目の成績は、前項の評価を記載し、各学年の成績は点数で表す。

(第９条)　実習は、定められた実習計画に従って履修する。

２　学生は、実習期間中においては、別に定める指導要項に従い、実習指導者の指導を受ける。

３　実習に関して、令和5年度以降の教育課程において、時間数や実習内容に変更があった場合、履修する実習については、運営会議で決定する。

４　実習の評価は、実習病院の臨地実習指導者および担当教員が協議のうえ、実習評価表により行う。

５　実習の評価は、原則としてルーブリック評価を用いて行う。

６　実習の評価は、所定時間の５分の４以上出席しなければ受けることができない。

７　実習の成績は、６０点以上を合格とする。

８　実習の成績は、下記の基準で評価する。

| 評価 | 評価基準 | 基準項目 |
|---|---|---|
| A | 80点以上 | 学習目標を十分に達成している |
| B | 70点～79点 | 学習目標を達成している |
| C | 60点～69点 | 学習目標を最低限度達成している |
| D(不合格) | 60点未満 | 学習目標を達成していない |

９　学籍簿の授業科目の成績は、前項の評価を記載し、各学年の成績は点数で表す。

| ３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 |
|---|
| （客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）<br><br>成績評価の客観的な指標の設定は、学年毎の履修科目の成績の評価を100点満点で点数化し、履修科目合計の平均点を算出し分布表にして公表している。 |

| | |
|---|---|
| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | https://nik.ac.jp/pages/71/basice_escape_flg=1/ssl_preview=1 |

| ４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 |
|---|
| （卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）<br>本校の「生命の尊厳と人間愛」「地域社会貢献」という教育理念に基づき、看護実践能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。<br>〔ディプロマポリシー(卒業時の到達目標)〕<br>１　人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解することができる。<br>２　看護師として倫理に基づいた行動ができる<br>３　看護師として人間関係を形成するコミュニケーションができる<br>４　対象に応じた看護を科学的根拠に基づき実践できる<br>５　地域における看護および多職種と協働しながら地域に貢献できる基礎的能力を養う<br>６　専門職業人として自ら生涯学習し続ける基礎的能力を持つことができる<br><br>卒業の認定基準等については、学則第5章第27条及び履修規定第15条に定めている。<br>〔学則　第5章〕<br>(第２７条)　学生の卒業の認定は、第１０条に定める授業科目を履修し、別表１に定める卒業に必要な単位を修得した者に対して、学校長が運営会議の議を経て認定を行う。<br>２　欠席日数が各学年の出席すべき日数の３分の１を超えた者は、卒業を認めない。<br>〔履修規程〕<br>(第１５条)　授業科目の全ての単位が認定されていること。<br>２　欠席日数が各学年の出席すべき日数の３分の１を超えていないこと。 |

| | |
|---|---|
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | https://nik.ac.jp/pages/100/ |

様式第２号の４－②【(4) 財務・経営情報の公表（専門学校）】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

１．財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|---|---|
| 貸借対照表 | https://nara.med.or.jp/cms/wp-content/uploads/2026/06/taishaku_r7.pdf |
| 収支計算書又は損益計算書 | 医師会事務局に申し出る |
| 財産目録 | |
| 事業報告書 | 医師会事務局に申し出る |
| 監事による監査報告（書） | 医師会事務局に申し出る |

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|---|---|---|---|---|
| 医療 | 医療専門課程 | 看護学科 | ○ | |

| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 | 昼間 | 105単位 | 82単位 | | 23単位 | | |

| 学生総定員数 | 学生実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 120人 | 109人 | 0人 | 8人 | 92人 | 100人 |

（備考）

| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
|---|
| （概要）<br><br>教育理念・目的・目標、卒業生の特性(ディプロマポリシー)に沿ってカリキュラムデザインを設計し授業計画を作成している。授業は、学内での授業(座学)と学外での臨地実習(病院等)があり、授業計画書には授業目標、授業計画、受講上の注意、評価方法、テキスト・参考書等について明示している。授業計画書は、学年毎に前期と後期に分け学期開始前に学生に配布している。 |

成績評価の基準・方法

（概要）

成績評価の客観的な指標の設定は、学年毎の履修科目の成績の評価を100点満点で点数化し、履修科目合計の平均点を算出している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

本校の「生命の尊厳と人間愛」「地域社会貢献」という教育理念に基づき、看護実践能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。

学修支援等

（概要）

学習面では、個別指導、補習講義等を行い、経済面では、日本学生支援機構奨学金やその他奨学金の相談窓口を設けている。また、カウンセラーを配置している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数（自営業を含む。） | その他 |
|---|---|---|---|
| 28人<br>（100%） | 0人<br>（0.0%） | 27人<br>（96.4%） | 1人<br>（3.6%） |

（主な就職、業界等）

県内医療機関等

（就職指導内容）

病院就職説明会を開催。医療機関の看護職員募集案内を学生に紹介。また、就職相談は教員だけでなく事務局でも担当し、就職に対する相談、面接指導を行っている。

（主な学修成果（資格・検定等））

看護師国家試験受験資格。助産師、保健師学校等への受験資格。

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
|---|---|---|
| 110人 | 5人 | 4.6% |

（中途退学の主な理由）

進路変更、成績不良等。

（中退防止・中退者支援のための取組）

三者面談を行ったり、学生個別指導を行い勉強に取り組めるよう問題解決に努めている。早期の落ちこぼれ対策として、1年次から基礎学力等の補習を実施

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料<br>（年間） | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| 看護学科 | 250,000円 | 648,000円 | 620,000円 | （教育充実費120000、施設整備費500000） |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 修学支援（任意記載事項） |
|---|
| |

ｂ）学校評価

| 自己点検評価結果の公表方法 |
|---|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br><br>https://nik.ac.jp/pages/63/basice_escape_flg=1/ssl_preview=1 |
| 第三者評価の基本方針（実施方法・体制） |
| 委員の構成は、実習施設1名以上、卒業生1名以上、保護者1名以上とし、4名以上をもって構成する。実施方法は、学校自己評価の結果を基に学校関係者評価を行い、学校自己評価の客観性、透明性を高めると共に関係者評価を踏まえて、職員会議、運営会議で再検討を行い、学校の改善に取り組む。 |
| 第三者評価の委員 |

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|---|---|
| 県内病院 | 2026.4.1 ～<br>2027.3.31 | 実習施設管理者 |
| 保護者 | 2026.4.1 ～<br>2027.3.31 | 1年保護者 |
| 保護者 | 2026.4.1 ～<br>2027.3.31 | 2年保護者 |
| 本校同窓会会員 | 2026.4.1 ～<br>2027.3.31 | 卒業生 |
| | | |

| 第三者評価結果の公表方法 |
| --- |
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br><br>https://nik.ac.jp/pages/63/basice_escape_flg=1/ssl_preview=1 |
| （備考） |
| 第三者評価は現在未実施につき、学校関係者評価の内容を記載。実施時期検討中 |

c）当該学校に係る情報

| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br><br>https://nik.ac.jp |
| --- |

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 奈良県医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人奈良県医師会 |

1．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | | 後半期 | | 年間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支援対象者数<br>※括弧内は多子世帯の学生（内数）<br>※家計急変による者を除く。 | | 38人 | (19人) | 31人 | (15人) | 38人 | (20人) |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | 12人 | | － | | | |
| | （うち多子世帯） | － | | － | | | |
| | 第Ⅱ区分 | － | | － | | | |
| | （うち多子世帯） | － | | － | | | |
| | 第Ⅲ区分 | － | | － | | | |
| | （うち多子世帯） | － | | － | | | |
| | 第Ⅳ区分（理工農） | 0人 | | 0人 | | | |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯） | － | | － | | | |
| | 区分外（多子世帯） | － | | － | | | |
| 家計急変による<br>支援対象者（年間） | | | | | | 0人 | (0人) |
| 合計（年間） | | | | | | 38人 | (20人) |
| （備考） | | | | | | | |

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | 0人 |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | － | | |
| 修得単位数が「廃止」の基準に該当<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当） | 0人 | | |
| 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | | |
| 「警告」の区分に連続して該当<br>※「停止」となった場合を除く。 | 0人 | | |
| 計 | － | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | 0人 | 前半期 | | 後半期 | |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | 0人 |
| ３月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | － |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | － |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 0人 | | |

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が「警告」の基準に該当 | 0人 | | |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | － | | |
| 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況 | 0人 | | |
| 計 | － | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。